

## 平成30年度 相原高等学校 不祥事ゼロプログラム

平成30年 6月30日

相原高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 実施責任者

相原高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長、総括教諭がこれを補佐する。

### 2 目標及び行動計画

次の項目について、「職員啓発資料」や独自作成資料を活用し、毎月の職員会議における事故・不祥事防止研修及び校内研修を実施して職員の事故防止意識高揚に努める。

#### (1) 校務外非行の防止（コンプライアンス意識の向上）

- ア 目標 公務外非行を防止するとともに、職員行動指針を周知し、不祥事発生をゼロにする。
- イ 行動計画
  - i) 勤務時間内外を問わず、職員行動指針や不祥事防止に係る項目について、日々点検を行う。

#### (2) セクハラ・わいせつ行為の防止

- ア 目標 生徒との不適切な関係、部活動やその他における不適切な行為防止の徹底を図る。
- イ 行動計画
  - i) 職員会議時に職員啓発資料や事例集を活用し、研修を実施する。
  - ii) 日ごろより、生徒の人権を意識し、生徒を傷つけないよう適切に指導する。

#### (3) 体罰、不適切な指導の防止

- ア 目標 体罰、不適切な指導の防止を徹底し、パワーハラスメントの発生をゼロにする。
- イ 行動計画
  - i) 体罰、不適切な指導の防止について研修を実施する。
  - ii) 顧問会議で注意喚起し、体罰、不適切指導の防止の徹底を図る。
  - iii) 部活動総点検の日を設けて、顧問、生徒双方に部活動チェックシートを記入し、体罰・不適切な指導の点検を図るとともに、発生防止に努める。

#### (4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

- ア 目標 定期テストの作成と取扱い、通知表等の作成、成績処理、調査書、推薦書等の書類の作成及び取扱いに係る事故をゼロにする。
- イ 行動計画
  - i) 全職員対象に「テストの諸注意」のマニュアルを遵守すべく、事前説明を実施し、毎時間チェックリストでの確認を行い、適切に実施する。
  - ii) 成績処理・通知表等の作成に係るマニュアルに沿って、適正な作業点検を実施する。
  - iii) 進路指導グループ、3学年で調査書、推薦書等の書類の作成・点検及び取り扱いの確認を行い、複数体制で実施する。

#### (5) 会計事務等の適正執行

- ア 目標 私費会計基準に則った適正な会計処理を行う。
- イ 行動計画
  - i) 私費の徴収・執行等に関する担当者研修を実施する。
  - ii) 私費会計基準に則った会計処理に関する研修を行う。
  - iii) 私費の管理職による点検を実施し、監査を年3回実施する。
  - iv) 財務事務調査の結果を職員会議で報告し、その内容を周知し改善を図る。

#### (6) 個人情報等管理、情報セキュリティ対策

ア 目標 生徒の個人情報の紛失、漏洩等の不祥事防止を徹底する。

イ 行動計画

- i) 生徒の個人情報の扱いについての基本的ルールを周知する。
- ii) 生徒の個人情報を収集した場合、未登録になっていないか確認する。
- iii) 紙媒体での個人情報については、クラス、科目、枚数まで記入した上で許可を申請する。
- iv) 携帯電話へ生徒の個人情報の登録を徹底し、年度末の消去は確実に行う。
- v) カウンセリング、ケース会議、生徒事故に係る情報の管理を適切に行う。

#### (7) 酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標 交通事故、酒酔い、酒気帯び運転防止、交通法規の順守不祥事発生をゼロにする。

イ 行動計画

- i) 飲酒運転、酒気帯び運転防止の徹底を図る。
- ii) 時期の前に注意を喚起するために職員会議時に研修を実施する。

#### (8) 入学者選抜に係る事故防止

ア 目標 入学者選抜に係る事故をゼロにする。

イ 行動計画

- i) 入学者選抜業務に係る実施要項・マニュアル等を整備し、手順やチェック項目の確認の徹底を図る。
- ii) 校内研修を実施し、適正な業務遂行を理解し、事故発生を予見し、回避能力を向上する。
- iii) 選抜業務では、複数での点検・確認を徹底して行う。

#### (9) 業務執行体制の確保

ア 目標 業務執行における不祥事をゼロにする。

イ 行動

- i) 速やかな「報告・連絡・相談」の実施を全職員に喚起する。
- ii) 日頃より職員間での情報の共有に努め、円滑な業務体制をつくる。

### 3 検証

#### (1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、11月中に補完措置を講じる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成31年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成31年2月中に補完措置を講じる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (3) 第3回検証

2に規定する行動計画について、平成31年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

### 4 実施結果

3の(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、ホームページで公開する。

### 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。